

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営目標の達成の為に取締役会が行う意思決定について、事業リスク回避または軽減を補完しつつ、監査役会による適法性の監視・取締役の不正な業務執行の抑止、また、会社の意思決定の迅速化と経営責任の明確化を実現する企業組織体制の確立により、株主利益の最大化を図ることがコーポレートガバナンスと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
植田勝典	153,419	40.69
プラントフィールド株式会社	56,500	14.98
トヨタ自動車株式会社	16,000	4.24
オリックス株式会社	4,800	1.27
多々良泰弘	3,132	0.83
日本エンタープライズ従業員持株会	2,402	0.63
小谷芳和	2,120	0.56
岡芳樹	2,005	0.53
OCAインベストメント株式会社	2,000	0.53
杉山浩一	1,998	0.52

支配株主(親会社を除く)の有無	植田勝典、プラントフィールド株式会社
-----------------	--------------------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	5月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

2011年5月末日時点において、当社代表取締役社長植田勝典及びその近親者並びに当社代表取締役社長植田勝典及びその近親者が議決権の過半数を所有する会社が、合わせて当社の発行済株式総数の過半数を所有しております。
いずれも当社との取引はなく、今後も行う予定はありませんので、コーポレートガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。
また、将来的に取引が発生する場合には、金額の多寡にかかわらず、取締役会決議をもって決定し、少数株主の保護に努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
小栗一朗	他の会社出身者					○				○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
小栗一朗		—	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識により客観的かつ公正な見地からの判断が期待できるため、適任であると判断いたしました。なお、同氏との間に一般株主と利益相反を生ずるようなおそれはないと判断しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【会計監査人との連携状況】

3名全て社外監査役で構成される監査役会は、取締役の業務執行の監視、必要に応じた会計監査人との協議を行い、内部統制機能の充実を図っております。

具体的には、(a)全監査役出席のもとに監査法人の指定社員・業務執行社員からの監査報告書を受領し意見の交換を行い、事業年度の重要監査項目を確認しております。

(b)期中監査の結果について監査法人からの経過説明を受けております。

(c)期末においては、全監査役出席のもとに監査実施報告書及び監査報告書を受領し、監査法人が監査意見を形成するために審議の対象とした事項について説明を受けております。

【内部監査部門との連携状況】

内部監査室による業務活動の適正・効率性の監査を通じて、内部統制機能の充実を図っております。具体的には、(a)定期的な情報交換の場を持つ (b)監査計画段階での協調を図る (c)監査の実施における協調を図る (d)監査報告に関する情報交換を行う (e)監査役からの報告要請に内部監査室が応える といった活動を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
小林一弘	他の会社の出身者									○	○
小亀慶曙	税理士									○	○
荒孝一	税理士									○	○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
小林一弘	○	——	小林一弘氏は、証券会社及びシンクタンク等で培った豊富な事業開発・管理、企業経営経験と幅広い見識を有し、客観的見地から意見表明できる人物であるため、適任であると判断いたしました。なお、同氏は常勤の社外監査役であることなどから独立役員として指定しております。
小亀慶曙		——	小亀慶曙氏は、長年にわたり税理士として培った企業経営に対する見識と幅広い経験を有し、客観的見地から意見表明できる人物であるため、適任であると判断いたしました。
荒孝一		——	荒孝一氏は、公正性が重視される公的な職業経験及び税理士としての見識と経験を有し、客観的見地から意見表明できる人物であるため、適任であると判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

今回のストックオプションの付与基準を以下とする。役割、責任に応じた基準とする。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、その他
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

当社及び当社子会社の取締役、監査役、顧問、コンサルタント並びに従業員に対して、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権を発行したものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第23期有価証券報告書において次のとおり開示しております。

・取締役 4名 120,500千円(社外取締役を除く)

・監査役 1名 1千円(社外監査役を除く)

・社外役員 4名 16,900千円

合 計 8名 137,400千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成12年8月21日開催の第12回定時株主総会において、年額320,000千円以内と決議しております。この他、平成18年8月25日開催の第18回定時株主総会において、取締役に対して、報酬として新株予約権(ストックオプション)を年額200,000千円の範囲で、付与することにつき決議しております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成12年8月21日開催の第12回定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議しております。この他、平成18年8月25日開催の第18回定時株主総会において、監査役に対して、報酬として新株予約権(ストックオプション)を年額20,000千円の範囲で、付与することにつき決議しております。
4. 上記の報酬等の額には、当事業年度の役員賞与引当金及び新株予約権(ストックオプション)が含まれております。
5. 期末日現在、取締役5名、監査役3名であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部スタッフが社外取締役、社外監査役を補佐する体制となっております。
情報伝達は、取締役会招集時の開催連絡、議案説明をメール・FAX・電話等で行うとともに、会議開催前には配布資料をもって事前説明を行ううに努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 会社の機関の内容

取締役会は、毎月1回以上開催し、重要事項の決定と業務執行状況の監督を行っております。

また、取締役は職務担当とし、各部門の業務執行に関する統制機能を担うとともに、常勤役員及び部長が出席する経営委員会によって部門間の調整・協議機能の強化を図っております。

当社は、取締役会の経営監督機能をさらに強化するために、独立性・中立性を持った外部の視点から、経営の意思決定に参画することを目的とした社外取締役を1名招聘しております。

さらに、当社は監査役設置会社であり、監査役の機能強化に向けて、独立性の高い社外監査役の選任、財務・会計に関する知見を有する監査役の選任を行っております。3名全て社外監査役で構成する監査役会は、取締役の業務執行の監視、必要に応じ会計監査人及び内部監査室との協議を行っており、経営監視機能として有効であると判断しております。

今後も公正な経営監視体制の構築に努め、内部監査室による業務活動の適正・効率性の監査を通じて、内部統制機能の充実を図ってまいります。

(2) 内部監査等の組織等並びに内部監査、監査役監査及び会計監査人監査の相互連携について

当社は、業務執行部門から独立した内部監査を行うため、平成16年12月に内部監査室を設置し、責任者を1名任命し、業務活動の適正・効率性の監査を通じて、内部統制機能の充実を図っております。監査役と内部監査室との連携状況は、以下のとおりであります。

- (a) 定期的な情報交換の場を持つ
- (b) 監査計画段階での協調を図る
- (c) 監査の実施における協調を図る
- (d) 監査報告に係る情報交換を行う
- (e) 監査役からの報告要請に内部監査室が応える

また、監査役は、全監査役出席のもとで会計監査人から監査報告書を受領する際、意見交換を行うとともに、重要監査項目を確認しております。

また、期中監査の結果については会計監査人からの経過説明を受け、期末監査においては監査実施報告書及び監査報告書を受領し、会計監査人が監査意見を形成するために審議の対象とした事項に関する説明を受けております。

(3) 会計監査

当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査について、新日本有限責任監査法人と契約しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。23年5月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務報酬に係る補助者の構成は下記のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 星野正司
指定有限責任社員 業務執行社員 横内龍也

継続監査年数については、7年以内の業務執行社員は、記載を省略しております。

なお、その他監査業務に係る補助者の構成は次のとおりです。

公認会計士 9名、会計士補等 9名

(4) 監査報酬の内容

平成23年5月期における当社の新日本有限責任監査法人への公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬は、28百万円でありま

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立性・中立性をもった社外取締役1名を招聘し、取締役会の経営監督機能を強化する他、3名全て社外監査役で構成される監査役会による経営監視体制の強化に努めることが、当社にとって最適であると判断し、現状のコーポレート・ガバナンス体制として、監査役設置会社の形態を採用しております。

また、監査役の機能強化に向けて、独立性の高い社外監査役の選任、財務・会計に関する知見を有する監査役の選任を行っており、監査役は取締役会や他の重要会議に出席し、取締役の業務執行の監視する他、必要に応じて会計監査人及び内部監査室との協議を行い、経営監視体制の強化に努めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	平成17年8月26日開催の第17回定時株主総会よりインターネットにおける議決権行使を導入いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	半期に一回の頻度で個人投資家向け説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎にアナリスト向け説明会を開催しております。また、説明会以外にも個別面談方式での業績説明を同じく四半期毎に行っており、安定株主獲得を目指したIR活動を継続的に行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	個人投資家向け説明会、アナリスト説明会で使用した資料を自社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	専門部署として広報・IR課を設置し、専任の担当者が対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IRポリシーを策定し、自社ホームページに掲載しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【内部統制システムに関する基本的な考え方】

当社グループでは、「経営理念(綱領・信条・五精神)」、「日エン経営原則」、「私たちの行動規範」を役職員に周知徹底させ、以下に定める内部統制システムを整備・運用することで、法令遵守と業務の有効性・効率性を確保し、継続的な企業価値の向上と当社グループの発展に繋げることを基本方針としております。

【内部統制システムの整備状況】

(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

当社グループは、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、全ての役職員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めていくものとする。具体的には、

- (a)コンプライアンスの推進にあたっては、常勤役員及び部長で構成される経営委員会にコンプライアンス統括機能を併せ持たせ、協議を行うこととする。
また、管理担当役員をコンプライアンス責任者、コンプライアンス事務局を総務部とし、当社グループのコンプライアンスの徹底を図る。
- (b)当社グループの役職員を対象としたコンプライアンスに関する研修等により、コンプライアンス知識の向上、尊重する意識を醸成する教育を行う。
- (c)当社グループ内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに役職員が気がついたときの通報窓口を総務部に設置する。
- (d)内部監査室による監査を通じ、会社の業務実施状況の実態を把握し、全ての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適性・妥当かつ合理的に行われているか、また、会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証する。
- (e)(a)から(d)の各項については、適宜、取締役会及び監査役会に報告を行う。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- (a)当社は、文書管理規程に従い取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録・保存し管理する。文書管理規程には、文書等の管理責任者、保存すべき文書等の範囲、保存期間、保存場所、その他の文書等の保存及び管理の体制について定め、取締役及び監査役は、文書管理規程に基づき、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (b)組織全体の情報セキュリティマネジメントシステムの構築に関する「ISMS適合性評価制度」の認証を取得し、制度の求める水準を維持して情報の管理を行っており、取締役及び監査役が必要な情報を入手できる体制を維持する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- (a)当社グループ経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価するため、リスク管理規程を設け、リスク管理に対する基本的な管理システムを整備する。リスク管理規程には、リスク管理の体制、リスクに関する措置、事故など発生時の対応等を定める。
- (b)リスク管理の統括責任者として代表取締役社長の任命による最高リスク責任者(CRO)を配置する。
- (c)最高リスク責任者は、常勤役員及び部長が出席する経営委員会において、当社グループのリスク監視に努め、リスク管理上必要な助言・指導を適宜行う。また、同委員会においては、新たな想定リスクの抽出、対応方法の協議を行い、その実効性を高めるものとする。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- (a)取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定と業務執行状況の監督を行う。また、取締役は職務担当制とし、各部門の業務執行に関する統制機能を担うとともに、常勤役員及び部長が出席する経営委員会は、部門間の調整・協議機能を担うものとし、取締役会における意思決定の効率向上を図るものとする。
- (b)取締役会は、役職員が共有する全社的な目標として、3事業年度を期間とする中期経営計画および年度予算を策定し、業務執行を担当する取締役は目標達成のために注力する。
- (c)目標達成の進捗状況管理は、常勤役員及び部長が出席する経営委員会並びに取締役会において月次業績のレビューを行い、必要な審議又は決定を諸規程に基づき行う。
- (d)取締役は、委任された事項について、組織規程および職務権限規程等の一定の意思決定ルールに基づき業務執行する。また、取締役会は、業務執行の効率化のため、随時、必要な決定を行うものとする。

(5)当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- (a)「関係会社管理規程」に基づき、子会社及び関連会社に対する適切な経営管理を行い、また、必要に応じ役職員を派遣し、業務の適正性を確保する。
- (b)連結子会社に対しては、内部監査室による監査を通じ、会社の業務実施状況の実態を、公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全ならびに経営効率の向上に努め、監査結果を適宜、取締役会及び監査役会に報告する。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号)

- (a)監査役を補助する使用人として、総務部スタッフがあたり、監査役会の事務局を兼ねる。
- (b)同スタッフは、監査役の指示に従いその職務を行う。

(7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第2号)

監査役を補助する使用人としての総務部スタッフの人事異動、懲戒に関しては、監査役会の意見を尊重するものとする。

(8)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第3号)

- (a)代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、その担当する業務の執行状況の報告を監査役に報告する。
- (b)取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告を求めた場合には、速やかに報告する。

(9)その他監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- (a)監査役の過半数は社外監査役とし、対外的透明性を担保する。
- (b)監査の実効性を確保するため、代表取締役との定期的な意見交換会の開催、監査において必要な社内会議への出席等、監査役監査の環境整備に努める。
- (c)監査の実施にあたり監査役が必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用できる体制を整え、監査役監査の実効性確保に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

当社グループでは、「私たちの行動規範」において、「反社会的勢力に対し、毅然とした態度で一切の関係を遮断する」ことを基本方針としております。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

反社会的勢力への対応は総務部が統括部署となり、警察等の外部機関及び顧問弁護士と連携し、情報の共有化を図るとともに、反社会的勢力からの不当要求に対し適切に対処できる体制の整備・運用を図っております。また、対応マニュアルについては、「反社会的勢力の排除」という社内研修資料を作成しており、社内研修で使用するるとともに、毎月朝礼において全役職員にて「私たちの行動規範」を唱和し、周知徹底しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

【適時開示に係る基本方針】

当社は、当社有価証券の公正な価格形成及び円滑な流通を確保するために、株主、投資者をはじめとする皆様に対して適時適切に情報を開示することは、当社の重要な責務であると認識しており、当社会社情報の適時開示に努めております。

当社は、上場会社としての社会的責任を果たすために、今後とも、適時適切な会社情報の推進に努めてまいります。

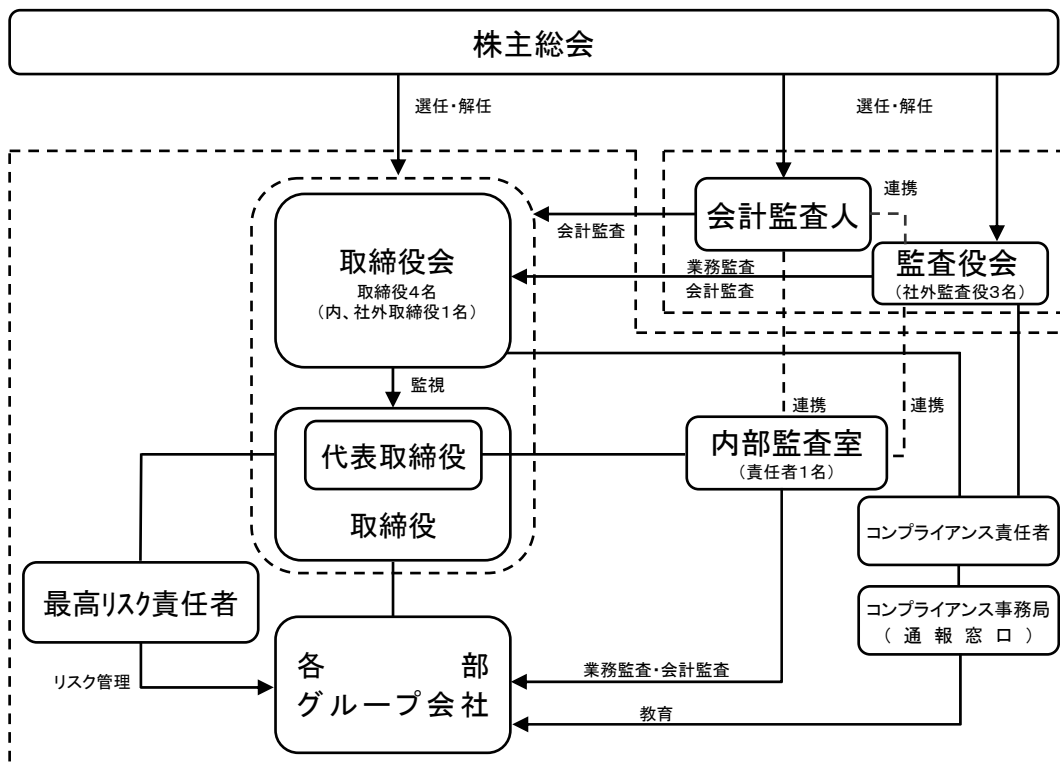
【適時開示に係る社内体制】

当社では、会社情報の公正かつ適時適切な開示を行うために、常務取締役(管理担当)を「内部情報管理責任者」に定めております。「内部情報管理責任者」は会社情報を一元的に把握・管理し、的確な経営判断のもと、情報開示を指示する役割を担っております。会社情報の開示にあたっては、「内部情報管理責任者」が当該内部情報を社長に報告し、その指示に基づいて開示を実施しております。

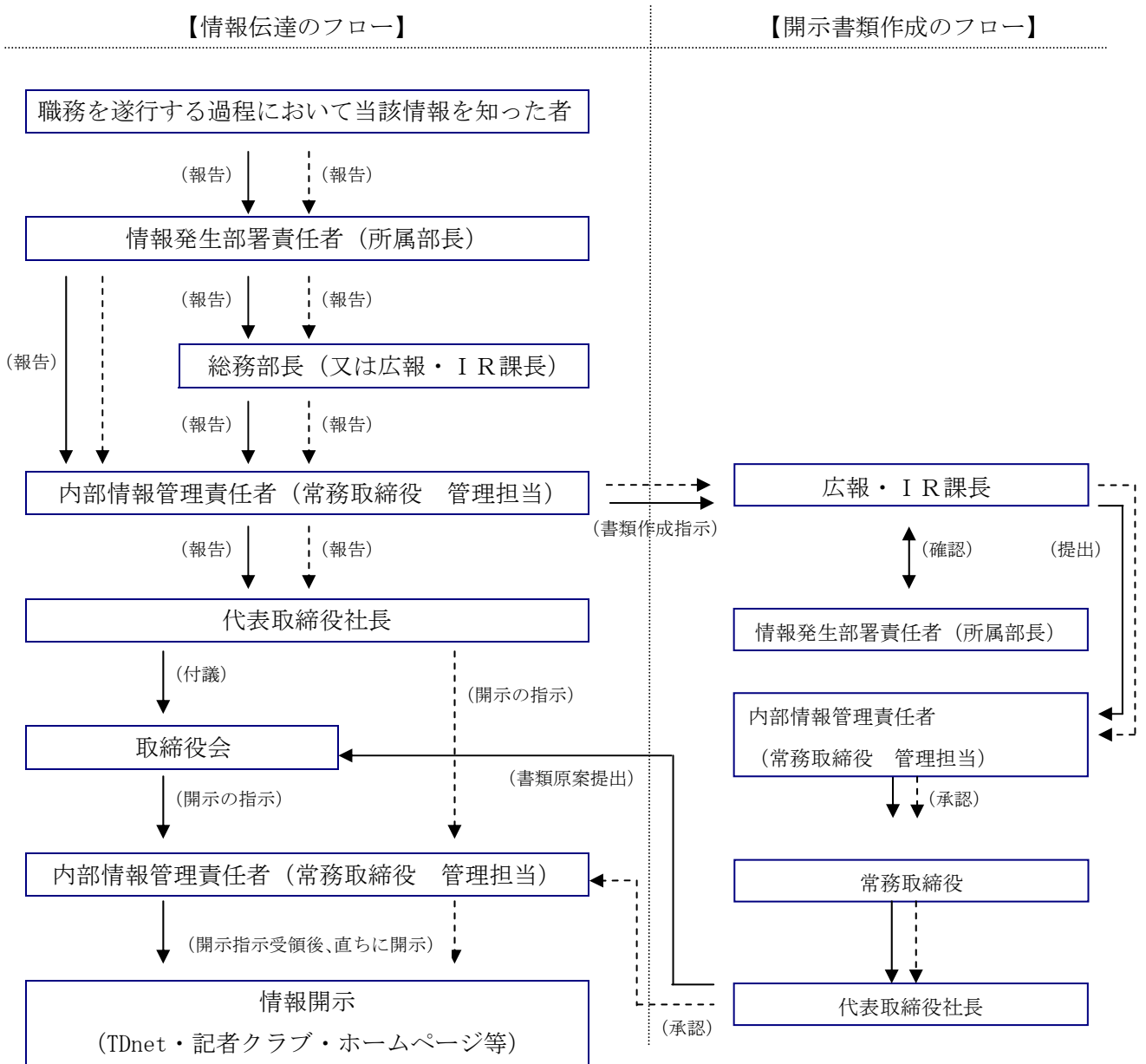
なお、会社情報の適時適切な開示を行うにあたり、決定事実・決算情報につきましては、取締役会で審議を行い、その決定・承認を経て「内部情報管理責任者」が開示を実施しております。また、発生事実につきましては、事実確認を行った後、「内部情報管理責任者」が社長への報告を行い、その指示に基づき速やかに情報開示を行っております。

当社は、開示の即時性・正確性の重要性を踏まえ、(別紙)「適時開示のフロー図」による開示体制の強化に取り組むとともに、役職員への啓蒙活動、内部監査によるモニタリングを行い、適時開示の品質保持に努めております。

[コーポレート・ガバナンスの体制図]



[適時開示のフロー図]



-----> 発生事実の開示フロー
 —————> 決定事実・決算情報の開示フロー